

区分	連絡先（厚生労働省代表03-5253-1111）
8. 障害関連研究事業 （1）障害保健福祉総合研究事業 （2）感覚器障害研究事業	社会・援護局障害保健福祉部企画課（内線3018） 同上
9. エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業 （1）新興・再興感染症研究事業 （2）エイズ対策研究事業 （3）肝炎等克服緊急対策研究事業	健康局結核感染症課（内線2386） 健康局疾病対策課（内線2357） 健康局結核感染症課（内線2386）
10. 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業	健康局疾病対策課（内線2359）
11. こころの健康科学研究事業	社会・援護局障害保健福祉部企画課（内線3018）
12. 難治性疾患克服研究事業	健康局疾病対策課（内線2356）
13. 医療安全・医療技術評価総合研究事業（仮称）	医政局総務課（内線2520）
14. 労働安全衛生総合研究事業	労働基準局安全衛生部計画課（内線5550）
15. 食品医薬品等リスク分析研究事業 （1）食品の安心・安全確保推進研究事業 （2）医薬品・医療機器等レギュラトリーサイン入総合研究事業 （3）化学物質リスク研究事業	医薬食品局食品安全部企画情報課（内線2452） 医薬食品局総務課（内線2712） 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室（内線2424）
16. 地域健康危機管理研究事業（仮称）	健康局総務課地域保健室（内線2334）

- ※ 公募研究事業名の「(仮称)」については、平成18年度予算成立後に削除する予定です。  
 したがって、研究計画書を提出する時には研究事業名の「(仮称)」を削除して提出願います。
- ※ 「政策科学総合研究事業(仮称)」のうち「政策科学推進研究事業(仮称)」については政策統括官付政策評価官室が、「統計情報総合研究事業(仮称)」については大臣官房統計情報部保健統計室が照会先となります。

## IV. 研究課題の評価

研究課題の評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」（※）、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の3つの過程に分けられます。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、「専門的・学術的観点」と「行政的観点」の両面からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、大型の公募研究課題については、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表します。

※ 研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により中途で終了することがある。

### （1）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア. 研究の厚生労働科学分野における重要性
  - ・厚生労働科学分野に対して有用と考えられる研究であるか
- イ. 研究の厚生労働科学分野における発展性
  - ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
  - ・臨床研究の場合は、いわゆる臨床研究登録がなされる予定か。
- ウ. 研究の独創性・新規性
  - ・研究内容が独創性・新規性を有しているか
- エ. 研究目標の実現性・即効性
  - ・実現可能な研究であるか
  - ・研究が効率的に実施される見込みがあるか
- オ. 研究者の資質、施設の能力
  - ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか
  - ・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

### （2）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア. 行政課題との関連性
  - ・厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか
- イ. 行政的重要性
  - ・厚生労働行政にとって重要な研究であるか
  - ・社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ. 行政的緊急性
  - ・現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか

## V. 公募研究事業の概要等

＜本補助金のうち本公募要項において公募を行う研究類型について＞

厚生科学審議会科学技術部会に設置した「今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会」の中間報告書 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2005/04/s0421-4.html>) に基づき、平成18年度から本補助金を5つの研究類型に整理することとしました。

本公募要項では、「指定型」及び「戦略型」を除いた次の3類型について募集を行います。なお、プロジェクト提案型については、成果目標が求められるという点で戦略型と類似している（戦略的アウトカム研究のような研究への展開を目指している）ことから、プロジェクト提案型の応募に当たっては、戦略研究に関する次の資料を参考にしてください (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2005/03/s0318-8.html>)。

### 1. 一般公募型

従前の一般公募による競争的枠組み。

### 2. プロジェクト提案型（※）

公募した課題の研究計画を仮採択し、その後、研究者との対話を重ねつつ1年間かけて詳細な研究計画を審査・改善し、最終的な研究計画に対する評価結果に基づき、戦略的アウトカム研究のような研究の本格実施を決定する枠組み。

- ・ 一般公募型に比べ大規模な研究を採択。
- ・ 計画を本格実施の前に十分に吟味することで質の高い成果が期待できる。
- ・ 評価結果に応じて、本研究の中止も含めた事業規模を決定

### 3. 若手育成型

将来の厚生労働科学研究を担う研究者の育成を推進するための枠組み。

- ・ 応募資格に制限
- ・ 研究評価結果のフィードバック等、教育的配慮を重点的に実施し、研究者のレベルアップに寄与。
- ・ 優れた研究者の育成が特に必要とされている研究分野において重点的に設定。

※「プロジェクト提案型」について

#### （1）平成18年度のプロジェクト提案型について

今年度は、次の研究に関連する課題を公募します。なお、具体的には、各研究事業の公募部分を参考にしてください。

- ・ 持続可能な社会保障制度の構築に関する研究 (政策科学推進研究事業)
- ・ 社会保障制度についての評価・分析に関する研究 (政策科学推進研究事業)
- ・ 医療分野IT化に対応した統計調査の在り方に関する研究 (統計情報総合研究事業)
- ・ 統計情報利用者の視点に立った厚生労働統計調査の在り方に関する研究 (統計情報総合研究事業)
- ・ 免疫アレルギー疾患診療の有効性及び有害事象の評価に関する研究 (免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業)
- ・ リプロダクション・メカニズムの解明と生殖補助医療の向上に関する研究 (子ども家庭総合研究事業)
- ・ 遺伝子治療や分子生物学的アプローチによる子どもの難治性疾患の原因究明と治療の確立に関する研究 (子ども家庭総合研究事業)
- ・ 高齢者の老化プロセスに関する研究 (長寿科学総合研究事業)
- ・ 認知症の総合的な予防・治療・介護の確立に関する研究 (長寿科学総合研究事業)

- ・ 運動器疾患の総合的な予防・治療・リハビリテーションの確立に関する研究  
(長寿科学総合研究事業)
- ・ その他、「政策科学推進研究事業」「統計情報総合研究事業」「子ども家庭総合研究事業」「免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業」「長寿科学総合研究事業」において、プロジェクト提案型として適當と考えられる研究課題

#### (2) プロジェクト提案型の評価について

プロジェクト提案型の応募課題の評価においては、従来の評価基準に加え、以下の点を重視します。ご自身の研究内容がそれぞれの点をどの程度重視している研究なのか（たとえば1<低い>～5<高い>とするなど）を研究計画書に記載してください。

- ・ 厚生労働省の政策課題に即しているか
- ・ 社会的インパクトや社会への負担の解決に直結しているか
- ・ 患者・国民のアウトカムの改善に寄与するか
- ・ 医療の質の改善をもたらすか
- ・ 研究の在り方を改善するか\*
- ・ 研究基盤・人材育成に寄与するか\*

\*「今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会」の中間報告書  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2005/04/s0421-4.html>) を参照してください。

#### <各研究事業の概要及び新規課題採択方針等>

##### 1. 行政政策研究事業

###### (1) 政策科学総合研究事業

###### ア. 政策科学推進研究事業

###### <事業概要>

社会保障制度に対する国民の関心は高く、施策を推進する上では専門的・実務的な観点からの実証的研究を踏まえた施策の企画立案が求められている。

本研究事業は人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究等に積極的に取り組み、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進に資することを目的とし、(1) 人口・少子化問題、(2) 社会・産業構造等の変化が社会保障に与える影響、(3) IT化と社会保障、(4) 医療・介護・福祉・年金等社会保障の個別分野、(5) 社会保障分野の政策評価について、一般公募を行うとともに、「若手育成型」(満37歳以下の研究者による研究)及び「プロジェクト提案型」(研究者と行政担当者が緊密に連携して研究を進める研究)の研究を公募する。

**基本理念：行政政策研究の推進**

**政策目標：厚生労働行政の基盤となる政策研究の推進**

**主要な実現目標：少子・高齢・人口減少社会において持続可能な社会保障制度の構築**

###### <新規課題採択方針>

平成18年度の新規研究は、(1) 厚生労働行政の課題に対するあるべき政策について、当事者の意識調査等のフィールドワークを可能な範囲で実施した上で、有効性、費用対効果等を踏まえて実証的に研究・検討するもの、(2) 社会保障制度に対する評価・分析に関する

るものを重点的に採択することとする。

なお、諸外国との国際比較を行う場合には、単なる事実関係の確認に留まらず、それぞれの国の文化・歴史・社会経済状況等を踏まえて研究・検討を行うことが望まれる。

研究費の規模：1課題当たり3,000～15,000千円程度（1年当たり）

研究期間：1～3年

※喫緊の行政課題に関する研究については可能な限り短期間であることが望まれる。

新規採択予定課題数：13課題程度

（うち「若手育成型」、「プロジェクト提案型」数課題程度）

若手育成型の応募対象

平成18年4月1日現在で満37歳以下の者（昭和44年4月2日以降に生まれた者に限る。）

※新規採択時にのみ本条件を適用する。

※満年齢の算定は誕生日の前日に一歳加算する方法とする。

#### ＜公募研究課題＞

##### 【一般公募型】

###### ① 持続可能な社会保障制度の構築に関する研究

少子高齢化、経済社会構造の変化など社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しており、人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究等厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進に資する研究を求めるものであるが、平成18年度新規採択に当たっての重点事項を以下に列記する。

(ア) 次世代育成支援としての児童手当・出産一時金等の現金給付の検証と今後の在り方に関する調査研究 (18010101)

(留意点)

児童手当等の現金給付が出生率、出生行動等に与える影響について、両立支援等の現物給付との比較を含めた実証分析に関する研究が望まれる。

(イ) 子どもの養育期における男女労働者の働き方に関する国際比較に関する調査研究

(18010201)

(留意点)

夫婦で育児を分担しつつ職業継続していくことが可能な働き方を進める観点から、女性の社会参加が進み、かつ、出生率が高い国における育児期の男女労働者について、①働き方及び育児の担い方の詳細な実態、②これを支える雇用管理の具体的な手法等（企業の整備する制度だけでなく、労働者の確保等休業・短時間勤務等を行う労働者がいた職場において、業務に支障が生じないための運用を含む。）に関する研究が望まれる。

(ウ) 保育サービスの質に関する調査研究

(18010301)

(留意点)

保育需要の変化、児童虐待の増加等の児童を取り巻く環境の変化を背景として保育士又は保育所に求められる役割が増大している。そのような観点から、児童福祉法等の関連法令の改正等を踏まえた保育士の養成及び保育所保育指針の在り方に関する研究が望まれる。

(I) 児童虐待対策の推進及び支援体制の構築のための調査研究 (18010401)

(留意点)

虐待を受けた子どもとその家庭に対する保護・支援技法の確立に関する研究、及び市町村、地域、司法等による児童虐待への対応状況と今後の在り方に関する研究が望まれる。

(才) 社会保障制度の財源としての税制の在り方と諸外国の事例の調査研究

(18010501)

(留意点)

社会保障制度の給付費を賄う費用については、利用者負担、保険料負担、公費負担の適切な組み合わせにより財源を確保することが重要であることから、近年議論されている税制改正に関して、社会保障制度の財源としての税制の在り方等についての研究が望まれる。

(カ) 地方分権、市町村合併等を踏まえた、今後の社会保障における国、地方、家庭等の役割に関する調査研究 (18010601)

(キ) 社会保障番号・社会保障個人会計等を導入している諸外国の事例に関する調査研究

(18010701)

(留意点)

社会保障番号・社会保障個人会計等を導入している諸外国における政策効果と我が国に導入する場合の活用方法、効果（効率化）、問題点等についての研究が望まれる。

(ク) 人口構造の変化と社会保障制度・社会構造の相互関係に関する調査研究

(18010801)

② 社会保障制度についての評価・分析に関する研究

急速な少子高齢化が進行する中で、国民の将来に対する不安を解消していくため、社会保障制度について歩みを止めることなく改革を進めていくことが求められている。社会保障制度改革を進めるに当たって、これまでの社会保障制度等の評価分析を行うとともに国民の不信、不安及び期待を確認することは、厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進に資するものであり、社会保障制度についての評価・分析に関する研究を求めるものであるが、平成18年度新規採択に当たっての重点事項を以下に列挙する。

(ア) 社会保障制度又は社会保障制度改革についての不信、不満及び期待の内容と原因分析（国民意識）に関する調査研究 (18010901)

(イ) 厚生労働行政施策についての有効性、費用対効果等の検証に関する調査研究

(18011001)

(留意点)

医療従事者の育成・供給、市町村における児童相談体制、17年介護保険制度改革の検証、診療報酬制度における外科手術の評価の在り方、16年年金制度改革の検証、年金制度の一元化の検証、政策評価の在り方に関する研究が望まれる。

③ 上記以外で、社会保障の企画・立案及び実施方策に関する研究であって、重要性、緊急性が高いと認められるもの。 (18011101)

## 【若手育成型】

- ① 一般公募型の①又は②のうち若手育成に資する研究 (18011201)  
(留意点)

研究を推進するに当たっては、新たな若手研究者の参入による常に新しい技術を取り入れた研究体制が望まれる。そこで、若手育成型の研究枠を設けることにより、新たな若手研究者の参入を促進し、新しい視点にたった研究が可能となる体制を整備することを目的としている。

## 【プロジェクト提案型】

- ① 一般公募型の①又は②のうち中・長期的行政政策に資する研究 (18011301)  
(留意点)

研究計画段階から行政と研究者との対話を重ねつつ1年間かけて詳細の研究計画を審査・改善し、最終的な研究計画に対する評価結果に基づき、一般公募に比し大規模な研究の本格実施を目的とする（ただし、研究計画評価結果に応じて、一般公募型への移行、研究の中止などを含めた事業規模の決定を行う）。

### <研究計画書を作成する際の留意点>

目標を明確にするため、研究計画書の「8. 研究の目的、必要性及び期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の施策等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること（様式任意）。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度（未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案）如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

## イ. 統計情報総合研究事業

### <事業概要>

少子・高齢化の進展や国民のニーズの多様化に伴い、厚生労働行政を推進する上で、今後ますますきめ細かい、正確で使いやすい統計データが必要とされる。

これに対応するため、本研究事業では保健、医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に係る統計調査の高度処理及び高度分析に関する研究、さらに統計データの効果的な情報発信に関する研究を実施し、政策決定及び評価の過程において活用される統計データの提供等により厚生労働行政の推進に資することを目的とする。

特に昨今急速にIT化が進んでいる医療分野における統計調査の在り方や統計情報利用者の視点に立った統計調査の在り方については、中長期的な展望を見据えたプロジェクト提案型の研究を実施し、効率的かつ効果的な統計システムの構築を図ることとする。

一方、厚生労働行政の分野においても、近年著しい情報化の進展が見られ、情報通信技術の活用による高度情報ネットワーク社会の形成が求められているところであり、本研究事業を通じて、厚生労働行政の更なる情報化の推進を図ることとする。

基本理念：行政政策研究の推進

政策目標：厚生労働行政の基盤となる政策研究の推進

実現目標：政策決定及び評価の過程において活用される統計データの増加

※ 厚生労働科学研究費補助金の電子システム化に向けて、申請書類は申請書作成支援システム（<https://mhlw-sinsei.niph.go.jp/>）を用いて申請すること。

＜新規課題採択方針＞

公募課題①の(ア)～(イ)の採択に当たっては、「統計行政の新たな展開方向（平成15年6月27日）」(<http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/10.pdf>)を踏まえた研究及び厚生労働省大臣官房統計情報部所管の統計調査に実際に応用が可能な研究を評価する。

また、公募課題②の採択に当たっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の方針に従い、厚生労働施策の情報化への有用性を評価する。（ただし、他の研究事業に属するものを除く。）

研究費の規模：1課題当たり3,000千円～6,000千円程度（1年当たり）

研究期間：1～2年程度

新規採択予定課題数：5～6課題程度

「プロジェクト提案型」は2課題程度

＜公募研究課題＞

【一般公募型】

① 統計調査に関する研究

(ア) 厚生労働統計データの高度処理システムの開発に関する研究 (18020101)

厚生労働行政の分野において、少子高齢化や疾病構造の変化等の社会経済的動向を踏まえ、高度処理システムの開発や厚生労働統計調査設計に関し、具体的な提言を盛り込み、統計施策への反映について実現可能性のあるものを評価する。

(イ) 厚生労働統計データの高度分析に関する研究 (18020201)

厚生労働行政分野における統計データの高度な分析や新たな分析手法の開発等を行い、施策上のニーズ等に対応した統計データの効果的な活用に資するものを評価する。

(ウ) 厚生労働統計データの情報発信等に関する研究 (18020301)

厚生労働統計データの効果的な情報発信の在り方や国際比較可能性の向上に資する研究を評価する。

(エ) その他統計調査の精度の向上、高度な利用又は効率的かつ効果的な企画・立案及び実施方策に関する研究であって、重要性・緊急性が特に高いもの。 (18020401)

② 高度情報通信ネットワーク社会の推進に関する研究 (18020501)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の方針に従い、厚生労働行政における情報化に関して有用性の高いものを評価する。（ただし、他の研究事業に属するものを除く。）

## 【プロジェクト提案型】

### ① 医療分野IT化に対応した統計調査の在り方に関する研究 (18020601)

情報通信技術の進展並びにカルテやレセプト等の医療情報の電子化に伴い、統計調査の報告者負担を軽減しつつ、より多く正確な保健医療統計情報の収集が技術的に可能となることが期待できる状況を踏まえ、政府が保健統計として収集すべきデータ内容、データ管理方法、高度分析の在り方等について、長期的な展望に立ち具体的に提言することを目的とするものを評価する。

### ② 統計情報利用者の視点に立った厚生労働統計調査の在り方に関する研究

(18020701)

厚生労働統計情報の利用者（行政、学術機関、国民一般等）の視点を重視し、意見・要望を反映した統計調査の企画・実施の在り方、集団の状態を全体的に把握するだけでなく、個人の視点も併せた調査の在り方、統計データ利用促進のためのデータ提供形態の在り方などについて、検討することを目的とするものを評価する。

## <研究計画書を作成する際の留意点>

研究計画書の作成に当たっては、研究の目的を明確にするため、研究計画書の「8. 研究の目的及び期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる統計情報政策上のメリット（公募課題①の(ア)～(イ)）、高度情報通信ネットワーク社会推進上のメリット（公募課題②）を具体的に記載すること。

## (2) 社会保障国際協力推進研究事業

### <事業概要>

今や世界大国の一つであり、また、様々な方法で国際機関や援助機関等へ大規模な援助を行っている我が国においては、年々、社会保障分野全体を視野においた国際協力の重要性は増す一方であり、同時に国際協力の効果的、戦略的実施の必要性も高まっている。本研究事業は、このような状況を考慮した、社会保障に係る国際協力の効果的実施に資することを目的とする。

基本理念：行政政策研究の推進

施策目標：厚生労働行政の基盤となる政策研究の推進

実現目標：WHO等の国際機関に対する主要ドナー国たる我が国の効果的・積極的な国際社会への参画

### <新規課題採択方針>

社会保障分野における我が国の国際協力を戦略的に推進するため、以下の公募課題に関し、我が国がその成果を積極的に活用できる研究を優先的に採択する。

特に、世界保健総会、WHO西太平洋地域委員会等の健康に関する国際会合において、各國が積極的に取り組むべきものとして決議が採択された課題に関する研究で、その成果が世界保健機関等の活動に直接的に貢献しうる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：1課題当たり5,000千円程度（1年当たり）

研究期間：2年程度

新規採択予定課題数：1課題程度

<公募研究課題>

【一般公募型】

① アジア西太平洋地域における健康への精神社会学的アプローチに関する研究

(18030101)

(留意点)

以下の点を加味した研究内容とすること。

- ・ 2004年WHO西太平洋地域委員会において採択された地域事務局長報告に関する決議WPR/RC55.R1 ([http://www.wpro.who.int/rcm/en/archives/rc55/rc\\_resolutions/wpr\\_rc55\\_r01.htm](http://www.wpro.who.int/rcm/en/archives/rc55/rc_resolutions/wpr_rc55_r01.htm)) を踏まえた研究であること。
- ・ アジア西太平洋地域における健康に関する諸問題を分析し、それらの問題解決の一方策となるような、心理学的アプローチによる健康への効果又はその方法を探索し、我が国から発信することを目的とする研究であること。
- ・ その成果が世界保健機関等の今後の活動に貢献しうるものであること。

② 社会保障分野における新たな国際的イニシアチブの開発に関する研究

(18030201)

(留意点)

以下の点を加味した研究内容とすること。

- ・ 世界保健総会等の健康に関する国際会合において各国が積極的に取り組むべきものとして決議が採択された課題に関するものであること。
- ・ その成果が我が国発のイニシアチブとして国際的な取組みに貢献しうる内容であること。

<研究計画書を作成する際の留意点>

各公募課題に係る留意点のほか、研究計画書の作成に当たっては以下についても留意すること。

目標を明確にするため、研究計画書の「8. 研究の目的、必要性及び期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の施策等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること（様式任意）。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度（未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案）如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

(3) 國際健康危機管理ネットワーク強化研究事業

<事業概要>

SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱等の新興感染症、更に甚大な被害が惹起され社会に与える影響の大きい核・生物・化学物質（N B C）による災害、津波等の自然災害、国際テロ事案等、国際情勢の緊張が高まる中、国民の健康不安は増大する一方である。国内外におけるこれらの事象に起因する国民の健康被害を最小限に止めるためには、国外からの速やかな情報収集、国内における緊急対応などの健康危機管理体制の強化・充実が重要かつ緊急の課題である。このような観点から、N B Cテロも視野に入れ健康危機管理に対する総合的な研究事業に早急に取り組む必要がある。

このため、本研究事業は、対応の在り方の基盤となる知見の整理、国内外における情報基盤整備並びに健康危機管理人材養成及びその有効活用に関する研究を行い、その成果を我が国の政策立案に反映させることにより、我が国の保健医療システムの強化を目指し、ひいては国民の健康に対する不安を軽減することにより、安心・安全な社会の確保に資することを目的とする。

基本理念：行政政策研究の推進

施策目標：厚生労働行政の基盤となる政策研究の推進

実現目標：我が国を含めた国際的枠組みの強化、及び人材育成・効果的活用

#### ＜新規課題採択方針＞

平成18年度新規課題として、津波・台風・地震等の自然災害が我が国周辺で発生した際に活用できる健康危機管理対応計画を提示しうる研究、及び世界健康安全保障イニシアチブ（注）におけるN B C 災害・テロについて、国際研究協力や情報収集体制の構築・強化等に貢献できる研究を優先的に採択する。また、高い緊急性に鑑み、より短期間で成果を出しうる研究を優先的に採択する。

（注）カナダ政府の呼びかけにより2001年に発足した、世界的な健康危機管理の向上及びテロリズム行為に対する準備と対処に係る各国の連携推進を目的とした取組。

研究費の規模：1課題当たり4,000千円～8,000千円程度（1年当たり）

研究期間：3年程度

新規採択予定課題数：1課題程度

#### ＜公募研究課題＞

##### 【一般公募型】

① 我が国周辺で発生した自然災害に対する健康危機管理対応に関する研究

(18040101)

##### （留意点）

以下の点を加味した研究内容とすること。

- ・ 第58回世界保健総会において採択された危機と災害に対する健康アクションに関する決議WHA58.1 ([http://www.who.int/gb/ebwha/pdf\\_files/WHA58/WHA58\\_1-en.pdf](http://www.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA58/WHA58_1-en.pdf)) を踏まえた研究であること。
- ・ 過去の事例研究を踏まえた研究であること。
- ・ 我が国周辺諸国とのネットワークの強化を視野に入れた研究であること。
- ・ 自然災害そのもののみならず、災害後の感染症発生時の対応等も視野に入れた研究であること。

② N B C 災害・テロに関する国際ネットワークの在り方に関する研究

(18040201)

##### （留意点）

以下の研究内容を加味した内容とすること。

- ・ 世界健康安全保障イニシアチブにおける議論を踏まえ、我が国が果たすべき役割と国際社会に対する技術的貢献の在り方に関すること。

- ・ 世界健康安全保障イニシアチブに関連したN B C災害・テロについての国際的な研究協力に関すること。
- ・ 国外からの健康危機管理情報の収集体制及び情報の緊急性の評価等、国際健康危機管理ネットワークの構築・強化に関すること。
- ・ その成果が世界健康安全保障イニシアチブなどにおける国際的な枠組の活動に貢献しうるものであること。

<研究計画書を作成する際の留意点>

各公募課題に係る留意点のほか、研究計画書の作成に当たっては以下についても留意すること。

目標を明確にするため、研究計画書の「8. 研究の目的、必要性及び期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の施策等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること（様式任意）。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度（未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案）如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

## 2. 先端的基盤開発研究事業

### (1) ヒトゲノム・再生医療等研究事業

<事業概要>

ゲノム科学の成果に基づく個人の特徴に応じた革新的な医療の実現、自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療の実現などを目指す。また、これらに関わる安全性の確保のための研究を進める。特に、再生医療分野において今後大きなインパクトを与える可能性を有している幹細胞研究分野等については、「若手育成型」研究を実施する。

なお、本研究事業は、総合的かつ効果的な推進のために、文部科学省等との協力・連携を図っていくこととしている。

基本理念：先端医療の実現

施策目標：先端医療実現のための基盤技術の開発

実現目標：世界に冠たる先端技術の迅速かつ効率的な臨床応用による革新的医療の実現  
再生医療分野における新たな治療技術の開発及び確立

<新規採択課題方針>

(ヒトゲノム分野)

我が国において主要な疾患に関連する遺伝子の同定・機能解明等に関する研究。

研究費の規模：1課題当たり30,000～50,000千円程度（1年当たり）

研究期間：3年

新規採択予定課題数：3～4課題程度

(遺伝子治療分野)

遺伝子治療に用いるベクターの開発研究及び遺伝子治療に用いるベクターの安全性及び有効性評価方法に関する研究。

研究費の規模：1課題当たり30,000～50,000千円程度（1年当たり）

研究期間：3年

新規採択予定課題数：1～2課題程度

(生命倫理分野)

ヒトゲノム分野、遺伝子治療分野及び再生医療分野等の先端医療分野の研究成果が臨床現場で速やかかつ適切に使われることを目標として、これらの成果が一般国民に広く理解され、受容される為の方策等の研究を優先する。

研究費の規模：1課題当たり3,000～7,000千円程度（1年当たり）

研究期間：3年

新規採択予定課題数：1～2課題程度

(再生医療分野)

再生医療・移植医療の発展に有用であり、かつ実用的な研究を優先し、「若手育成型」として採択する。

研究費の規模：「若手育成型」については、1課題当たり10,000千円程度  
(1年当たり) (上限)

研究期間：「若手育成型」については、1～3年  
(中間評価により途中で終了することがある。)

新規採択予定課題数：「若手育成型」は、5課題程度

若手育成型の応募対象

平成18年4月1日現在で満37歳以下の者(昭和44年4月2日以降に生まれた者に限る。)

※新規採択時にのみ本条件を適用する。

※満年齢の算定は誕生日の前日に一歳加算する方法とする。

<公募研究課題>

(ヒトゲノム分野)

【一般公募型】

① 我が国における主要な疾患に関連する遺伝子の同定等に関する研究

(18050101)

② 我が国における主要な疾患に関連する遺伝子、たんぱく質等の機能の解明に関する研究

(18050201)